

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人清徳会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清徳会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

3 この法人の常勤役員の報酬額は、別表第1「常勤役員報酬表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤役員の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤理事等の報酬」に定める額とする。

6 個々の評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤を支給し、その計算方法は社会福祉法人清徳会給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、社会福祉法人旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員及び理事長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員の報酬等は、1年度分をまとめ3月末に支払うものとする。
- 3 評議員の報酬等及び役員の旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月の定時評議員会の議決日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 旧役員等の報酬等に関する規程は廃止する。

別表 第1 (第4条関係)

常勤役員報酬表

号	年額 (円) 以内	備 考
1	3,600,000	社会福祉事業に従事した年数2年未満
2	4,200,000	社会福祉事業に従事した年数2年以上5年未満
3	4,800,000	社会福祉事業に従事した年数5年以上

別表 第2 (第4条関係)

非常勤理事等の報酬

職名	日額 (円)	備 考
理事長	30,000	
理 事	15,000	
監 事	20,000	監査
	15,000	

※法人業務に携わったとき勤務実態に応じ支給

別表 第3 (第4条関係)

評議員の報酬

職名	日額 (円)	備 考
評議員	10,000	

※評議員会出席の都度支給